

平成 17 年 1 月 20 日

神栖町 B 地区南西端井戸のジフェニルアルシン酸検出に関する対応について
(案)

1. これまでの経緯

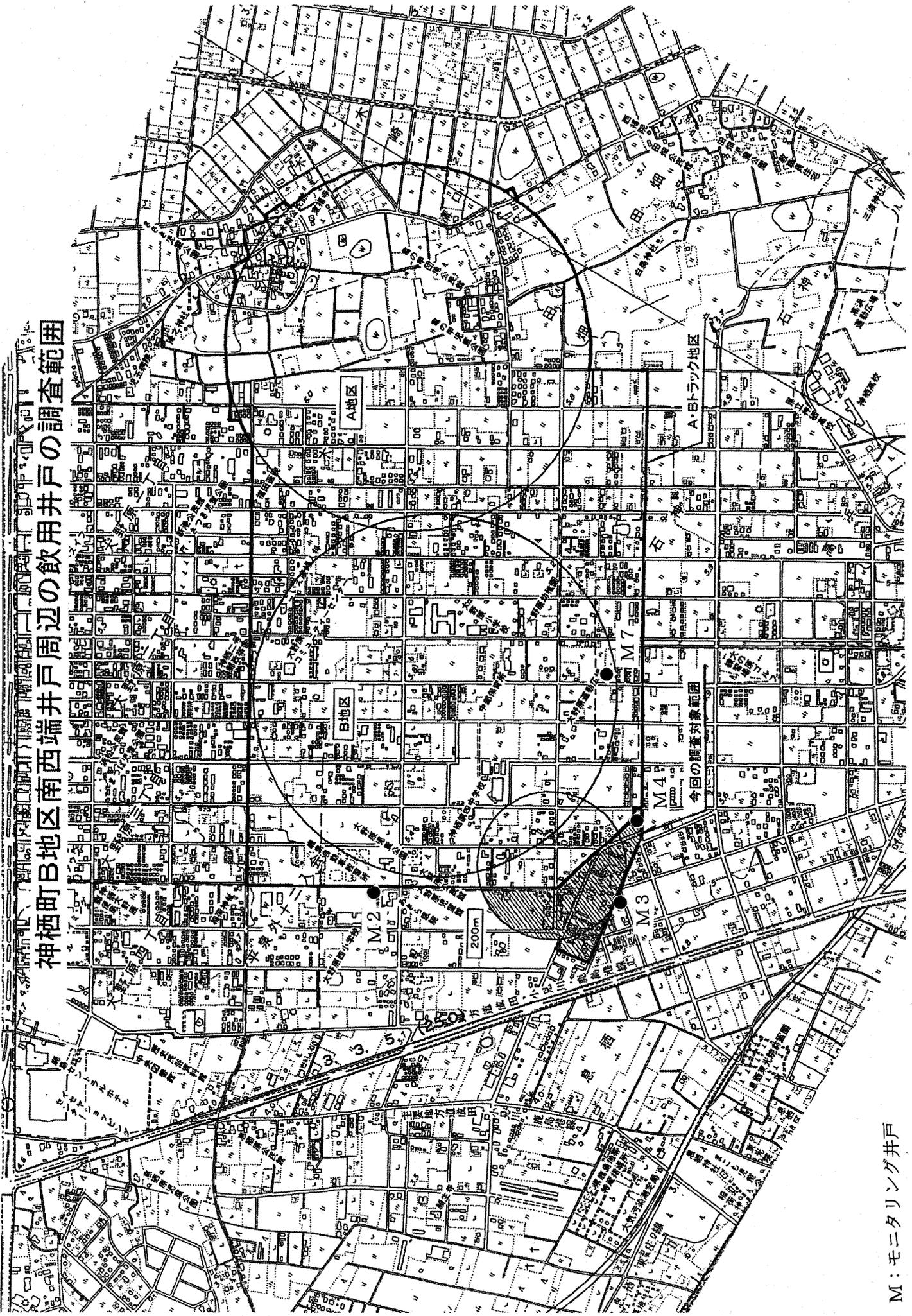
第 4 回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会の決定事項（別紙 1）に基づき、専門家の意見を踏まえて、A・Bトラック地区南西端のジフェニルアルシン酸検出井戸から半径 200メートル圏内を調査対象範囲として設定し、調査対象範囲内の飲用井戸の抜き取り調査を実施した。その結果、同トラック地区外の 1 井戸から非常に低濃度のジフェニルアルシン酸が検出されたため、このことについて 11 月 18 日に公表し、調査対象範囲内においては、地下水の飲用等の自粛の指導等の対応を行った（別紙 2）。その後、調査対象範囲のジフェニルアルシン酸未検査の全ての飲用井戸の調査を実施し、全ての井戸でジフェニルアルシン酸は不検出であったことについて 12 月 27 日に公表した（別紙 3）。

2. 今後の対応

A・Bトラック地区南西外でジフェニルアルシン酸が検出された井戸の外側には、2カ所のモニタリング孔（No. 3, 4）が存在するため、当該モニタリング孔において引き続きモニタリングを実施することとする。

なお、今回の調査対象範囲については、A・Bトラック地区に追加することとする。

神栖町B地区南西端井戸周辺の飲用井戸の調査範囲



M: モニタリング井戸

(平成16年7月5日 第4回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会決定事項)

茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング
及び飲用井戸水の安全確保について

環 境 省
茨 城 県
神 栖 町

1. 地下水汚染範囲のモニタリング

これまでの調査の結果から、地下水、井戸水がジフェニルアルシン酸に汚染されているおそれがあるのは、おおむねA地区、B地区を中心とするいわゆるABトラック内に限られていると考えられる。

このため、この範囲内における井戸水の飲用の自粛等について住民に要請を行っているところ。

今後、環境省は、茨城県及び神栖町と協力して、ABトラック内の汚染の状況、地下水位等のデータをもとに汚染の状況を把握・予測しつつ、ABトラックの外周17カ所に設置したモニタリング孔(別紙)において、季節ごとに地下水中のジフェニルアルシン酸、地下水位及び地下水の流向・流速等を測定し、地下水の汚染範囲がABトラックの外に拡大していないことを監視する。

2. ABトラックの外で汚染が認められる(認められるおそれがある)場合の対応

データ予測から汚染の拡大のおそれがある場合やモニタリング孔の地下水から汚染が発見された場合など、ABトラックの外で汚染が認められる(認められるおそれがある)場合には、以下の対応をとることとする。

1) 井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

まず、広めの範囲で抜き取り調査を行った上で、その結果を踏まえて井戸水が汚染されている可能性のある範囲を絞り込むこととし、具体的な手順は下記のとおり。

抜き取り調査の範囲の決定

新たに発見された汚染地点の周辺の井戸水について、専門家の意見を踏まえて抜き取り調査を行う範囲、調査井戸を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

井戸水調査の実施

で決定された範囲内の調査対象井戸について、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う（まず総ヒ素を分析し、総ヒ素が検出されたもののみジフェニルアルシン酸の分析を行う。）。

井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、井戸水が汚染されている可能性のある範囲を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

2) 井戸水が汚染されている可能性のある範囲内の飲用井戸水の全数調査

1) によって確定された井戸水汚染範囲内の飲用井戸について、全数調査を実施（2の1）と同様に、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う）。

3) 新たなモニタリング範囲の設定

2) の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、該当地域周辺で新たなモニタリング井戸を設定し（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて設定）継続的なモニタリングを実施する。

神栖町 B 地区南西端井戸周辺の飲用井戸の抜き取り調査結果等について

平成 16 年 11 月 18 日 (木)
 環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室
 TEL 03(3581)3351
 室長 三宅 智(内線 6340)
 室長補佐 馬場 康弘(内線 6341)
 環境専門調査員 高野 岳(内線 6334)

茨城県
 TEL 029(301)1111
 保健福祉部生活衛生課長 菊池 昂
 課長補佐：藤咲 和弘(内線 3428)
 " 保健予防課長 荒木 均
 健康危機管理対策室長：大森 一孝(内線 3211)

神栖町生活環境部環境課
 TEL 0299(90)1111
 課長 大槻 孝雄(内線 140)
 地下水汚染対策室長 野口 正信(内線 146)

先の A・Bトラック地区内の飲用井戸の調査において、B地区の南西端の1井戸からジフェニルアルシン酸が検出されたことから、「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」(別紙1)に基づき、10月末に当該井戸の周辺調査を実施した結果、11月16日、下記のとおり新たにA・Bトラック地区外の1井戸から非常に低濃度のジフェニルアルシン酸が検出されたことが判明したので、今後の対応と併せ、お知らせします。

記

1 ジフェニルアルシン酸の調査結果等について

(1) 調査対象範囲

B地区南西端のジフェニルアルシン酸が検出された井戸からA・Bトラック地区外の半径200メートル圏内の飲用井戸から約30井戸を抽出し検査(図参照)

(2) 調査結果等

- ・採水日：平成16年10月22日及び25日
- ・採水件数：31件
- ・不検出：30件
- ・検出：1件

検出値(ヒ素換算値)：0.0013mg / ㍓

(定量下限値は、0.001mg / ㍓)

2 今後の対応について

「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」(別紙1)等に基づき、以下の対応を講ずる。

(1) 当面の対応

- ・ A・Bトラック地区外の半径200メートル圏内のジフェニルアルシン酸未検査の全ての飲用井戸の調査(約30井戸)
- ・ A・Bトラック地区外の半径200メートル圏内の井戸水の飲用等の自粛指導
- ・ 新たにジフェニルアルシン酸が検出された井戸水の利用者に対する健康調査の実施
- ・ 仮設給水所の設置

(2) その後の対応

- ・ 次回の「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」の協議結果を踏まえて対応する。

神栖町 B 地区南西端井戸周辺の飲用井戸の調査結果等について

平成 16 年 12 月 27 日 (月)
 環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室
 TEL 03(3581)3351
 室 長 三宅 智(内線 6340)
 室長補佐 馬場 康弘(内線 6341)
 環境専門調査員 高野 岳(内線 6334)

茨城県
 TEL 029(301)1111
 保健福祉部生活衛生課長 菊池 昂
 課長補佐：藤咲 和弘(内線 3428)
 " 保健予防課長 荒木 均
 健康危機管理対策室長：大森 一孝(内線 3211)

神栖町生活環境部環境課
 TEL 0299(90)1111
 課 長 大槻 孝雄(内線 140)
 地下水汚染対策室長 野口 正信(内線 146)

A・Bトラック地区南西端のジフェニルアルシン酸検出井戸から半径 200メートル圏内の飲用井戸の抜き取り調査で、同トラック地区外の 1 井戸から非常に低濃度のジフェニルアルシン酸が検出されたことにつきまして 11 月 18 日に公表したところです。

これを踏まえ、「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」(別紙 1)に基づき、11 月末に半径 200メートル圏内の残り全ての飲用井戸 22 件の調査を実施したところ、全ての井戸でジフェニルアルシン酸は不検出でしたのでお知らせします。

記

1 ジフェニルアルシン酸の調査結果等について

(1) 調査対象範囲

A・Bトラック地区内南西端のジフェニルアルシン酸が検出された井戸から同地区外の半径 200メートル圏内のジフェニルアルシン酸未検査の全ての飲用井戸(図参照)

(2) 調査結果等(調査結果判明日：12月22日)

- ・採水日：平成 16 年 11 月 19 日及び 22 日
- ・採水件数：22 件
- ・不検出：22 件

(3) B地区南西端周辺調査のまとめ

- ・調査総数：53件
- ・不検出：52件
- ・検出：1件

検出値（ヒ素換算値）：0.0013mg / ㊦（11月18日公表済）

（検出下限値は、0.001mg / ㊦）

2 今後の対応について

- ・「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」の委員と協議し、その結果を踏まえて対応する。